

駐車場管理規程
(新千歳空港 C 駐車場)

北海道エアポート株式会社

(別表)

別表第1 (第2条関連) 駐車場の名称等

別表第2 (第7条関連) 駐車可能車両

別表第3 (第20条関連) 駐車料金の種類、金額

別表第4 (第23条関連) 身障者等割引

駐車料金表

(目的)

第1条 この規程は、北海道エアポート株式会社（以下「管理者」という。）が運営する新千歳空港C駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(駐車場の名称等)

第2条 駐車場の名称、駐車場管理者の名称、所在地及び代表者の氏名等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(契約の成立)

第3条 駐車場を利用する者（以下「利用者」とする。）は、この規程を承認のうえ利用するものとする。

(供用に関する周知方法)

第4条 管理者からの供用に関する周知事項は、所定の場所に常時掲示する。

- 2 前項の場合において、掲示後1週間を経過したときは、当該事項は利用者到了知されたものとする。

(供用時間)

第5条 駐車場の供用時間は、24時間とする。

(供用の休止等)

第6条 管理者は、次の各号に掲げる場合は、駐車場の全部又は一部について供用の休止、車路の通行止め等を行い、若しくは駐車位置の変更、駐車車両の退避を要請することができる。

- (1) 天災、火災、爆発その他不可抗力的な施設又は器物の損壊、交通事故、伝染病の発生等の事故が生じ、若しくは生じるおそれがあると認められる場合。
- (2) 保安上、供用の継続が不相当と認められる場合。
- (3) 工事、清掃、消毒、その他管理上必要な措置をとる場合。
- (4) 所官庁より供用中止を命じられた場合。
- (5) その他やむを得ない事由がある場合。

(駐車可能車両)

第7条 駐車場に駐車することのできる車両は、別表第2に掲げる車両（積載物及び取付物を含む。以下同じ。）とする。

(駐車場の入出等)

第8条 管理者は、駐車場入口ゲートにおいて利用者に対し入場時刻を刻印した駐車券を交付する。

- 2 第23条に規定する割引の適用は、駐車券及び身体障害手帳等の割引に必要な書類をもって管理者の指定する場所で申し出るものとする。
- 3 駐車料金の支払いは、出口ゲートの自動精算機において駐車券により所定の駐車料金を支払い出場するものとする。
- 4 利用者は、管理者が駐車券の提示を求めたときは、これに応じなければならない。

(駐車日数の制限)

第9条 利用者は、同一車両を引き続き10日以上駐車してはならない。ただし、事前に利用者から申し出があり、管理者が認めた場合を除く。

- 2 管理者は、利用者が前項に違反したときは、駐車位置の変更及び所有者への引取り依頼等必要な措置を講ずることができるものとする。

(駐車場所)

第10条 利用者は所定の駐車枠内又は管理者が指示した場所に駐車しなければならない。

- 2 車いす使用者等の身障者が駐車する場合は、身障者区画を利用することができる。この場合、駐車中は標章を掲出しなければならない。また歩行困難な高齢者、松葉杖使用者等の利用者が事前に申し出があり、管理者が認めた場合は、身障者区画を利用することができる。
- 3 本条各項も身障者区画とは、公安委員会から「駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車の標章」(以下「標章」という。)を交付された車いす使用者等の身障者、歩行困難な高齢者及び松葉杖使用者等の利用者が駐車する場合に利用できる区画をいう。

(駐車車両の防犯)

第11条 駐車場に駐車したときは、車両の全ての窓を完全に閉め、ドア、トランク等の施錠を確実に実施すると共に車両内に貴重品等を留置しないよう防犯に努めなければならない。

(駐車場内の通行)

第12条 駐車場内において車両を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 速度は10キロメートルを超えないこと。
- (2) 追い越しをしないこと。

- (3) 駐車場所を離れる車両の通行を優先させること。
- (4) 管理者の指示及び場内の表示に従うこと。
- (5) 警笛をみだりにしようしないで静かに運転すること。
- (6) その他の道路交通関係法令に定める道路交通に準じて通行すること。

(禁止事項)

第13条 駐車場内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車枠内において、出入時以外に原動機をみだりに作動させること。
- (2) 駐車枠以外の場所又は車路をみだりに使用すること。
- (3) 車両に対する燃料の補給又は燃料の引き取りをすること。
- (4) 車両の整備をすること。(パンクタイヤの交換等軽微な事項で、管理者の承認を得たものは除く。)
- (5) 駐車場内での喫煙又は火気を使用すること。
- (6) 物を放置し、又は物を捨てること。
- (7) 駐車場内及び駐車車両内で宿泊すること。
- (8) 物品の販売、陳列、文書の配布及び掲示、募金又は署名活動、宣言、演説、その他車両の駐車以外の目的で駐車場を使用すること。ただし管理者の許可を得た場合はこの限りではない。
- (9) 駐車場の施設、器物又は駐車車両の滅失、毀損、汚損するおそれのある行為。
- (10) 易燃性、爆発物その他、人又は車両に危害を及ぼすおそれのある物の持ち込み。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、管理者の正常な業務又は利用者の妨げとなる行為。

(退去等)

第14条 管理者は、前条の規定に違反した者及び次条各号に該当する車両に対し、駐車場からの退去等の措置を講ずることができる。

(入庫拒否)

第15条 管理者は、駐車場が満車である場合において、入場を制限するほか、駐車する車両が次の各号の一つに該当するときは駐車を拒否することができる。

- (1) 爆発物等の危険物を積載し又は取付けている車両。
- (2) 著しい騒音若しくは臭気を発し又は多量の排気ガスを排出する車両。
- (3) 非衛生的な物の積載、取付又は液汁を出し若しくは垂れ流している車両。
- (4) 運転者が酒気を帯び又は無謀な運転をするおそれのある車両。
- (5) 隔離を必要と認められる伝染病患者が乗車している車両。
- (6) その他駐車場の管理上特に支障があると認められる車両。

(出庫拒否)

第16条 管理者は、次の各号に該当する場合は、車両の出庫を拒否する事ができる。

- (1) 利用者が正当な理由もなく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫時に所定額の駐車料金を納付しないとき。
- (3) 第18条に規定する措置をとる必要があるとき。

(出場願)

第17条 利用者は、駐車券を紛失し又は滅失したときは、管理者に出場願いを提出して出場の承認を受けなければならない。この場合において管理者が確認した入場時間から出場時刻までの時間を駐車時間とみなす。

(事故等の届出及び応急措置)

第18条 利用者は、次の各号に掲げる場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 駐車場内において交通事故を起こしたとき。
- (2) 駐車場の施設、器物又は他の車両を滅失し、毀損及び汚損したとき。
- (3) 車両の異常を発見したとき。
- (4) 駐車場において交通事故、火災又は犯罪行為を目撃したとき。
 - 2 管理者は、前項の届け出があったとき又は前項各号に掲げる事実を発見したときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 利用者は、前項の規定により管理者がとる措置について協力するものとする。

(駐車時間の計算)

第19条 駐車時間は、駐車券に刻印されている入場時刻から出口ゲートの自動精算機により同駐車券を回収した時刻までとし、1時間単位(端数の分単位は切り上る)とする。

- 2 駐車場内での修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

(駐車料金)

第20条 駐車料金の種類、金額は、管理者が予め所管官庁に届け出、承認された額とし別表3に掲げるとおりとする。

(駐車料金の減免)

第21条 管理者は、特に必要と認めた場合、駐車料金を減免する事ができる。

(駐車料金の徴収猶予)

第22条 管理者は、利用者にやむを得ない事情があると認めるときは、第16条(2)にかかわらず、駐車料金の徴収を猶予して出庫させるものとする。

(身体障害者等割引)

第23条 身体障害者等が乗車する自動車の駐車料金については、身体障害者手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳を管理者に提示し、当該手帳の記載事項が別表4に掲げる事項に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該車両の駐車料金は別表3に掲げる料金に100分の50を乗じて得た額(円未満切り捨て)とする。

(不正利用に対する割増金)

第24条 管理者は、利用者が不正な方法により所定額の駐車料金の全部、又は一部の支払を免れたときは、駐車料金及び免れた金額の2倍に相当する割増駐車料金を徴収する。

(利用者の損害賠償)

第25条 利用者は、第18条(1)及び(2)に該当する事由により、管理者又は他の車両に損害を与えたときは、賠償の責任を負うものとする。

(管理者の車両保管及び賠償責任)

第26条 管理者は、利用者に駐車券を交付した時から同券を回収する時まで車両の保管責任を負う。

- 2 管理者は前項に示す期間内において、その責に帰すべき事由により、保管車両を滅失、毀損又は汚損したときは、当該車両の時価、使用年数、摩耗の程度その他を勘案し、管理者が委託契約をしている査定機関(損保会社等)による査定額の範囲内で、その損害を賠償するものとする。ただし、第29条第1項の規定により管理者が引取り日を指定したときは保管責任を負う期間は指定日までとする。

(免責)

第27条 管理者は、直接、間接を問わず、次の各号に掲げる事由によって生じた障害については免責とする。

- (1) 天災、地変、爆発、その他不可抗力によるもの。
- (2) 戦争、事変、暴動、政治的又は社会的騒擾、その他管理者の注意をもっても防止できない犯罪等によるもの。
- (3) 利用者又は駐車車両に対する法令に基づく命令若しくは強制執行によるもの。
- (4) 当該車両の積載物又はその取付物の性能及び欠陥に起因するもの。
- (5) 利用者の故意又は過失によるもの。

- (6) 第7条の規定による供用休止による損害。
- (7) 当該車両内に残置された貴重品、その他積載物又は取付物に関する損害。
- (8) その他、管理者の過失に起因しないもの。

(出庫による請求権の消滅)

第28条 管理者の損害賠償の責任は、利用者が申告しないまま出場したときは、その時点で賠償請求を放棄したものとみなす。

(引取りの請求)

第29条 第9条第1項ただし書きに該当する利用者を除き、第9条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合、管理者は利用者に対して通知、又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求する。

- 2 利用者が前項により管理者が指定した日までに車両を引き取らないときは、当該車両の自動車検査証に記載された所有者及び使用者（以下「所有者等」という。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。

この場合において、所有者等は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てはできない。

(車両の調査)

第30条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第31条 管理者は、第29条第1項の場合において、管理上の支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第32条 管理者は、利用者又は所有者等が第29条に規定する管理者が指定した日までに車両を引取らないときは、利用者又は所有者等に対して、通知又は駐車場内における掲示の方法により期限を定めて引取りを勧告するものとする。

- 2 利用者又は所有者等が前項の勧告期限の経過後、3カ月を経過しても車両を引取ら

ないときは、利用者及び所有者等は車両に対する所有権、使用权その他一切の権利を放棄したものとす。この場合、管理者は車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 3 管理者は利用者に対して、前項の規定により処分した車両の未払い駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用と車両の処分によって生じた収入との差額を請求することができる。車両の処分によって生じた収入が未払いの駐車料金並びに諸費用を上回るときは、その差額を利用者に返還する。

(駐車場利用者の送迎)

第33条 管理者は、駐車場と旅客ターミナルビル間において循環自動車の運行による無料送迎を行う。

(この規程に定めない事項)

第34条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

(附則)

本規程は、令和2年6月1日から施行する。